

2025年度二次採用 日本学生支援機構 貸与奨学金申込説明会 【学部生向け】

奨学金説明会は本資料の配布にて実施します。

本資料についてご不明な点があれば、
教務・学生課学生・留学担当までお問い合わせください。

はじめに

- ・本資料では、本学で実施する**日本学生支援機構 貸与奨学金**について説明します。
- ・詳細は、必ず「貸与奨学金案内」や「手続き説明資料」等で確認してください。



2025年度在学者用貸与奨学金案内

日本学生支援機構 奨学金貸与・返還シミュレーション

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

もくじ

- ・ 貸与奨学金とは 4～5ページ
- ・ 奨学金制度 6～12ページ
- ・ 申込資格 13～14ページ
- ・ 選考基準 15～16ページ
- ・ 保証制度の選択 17～23ページ
- ・ 返還方式 24～26ページ
- ・ 利率 27～28ページ
- ・ 個人信用情報の取扱い 29～30ページ
- ・ 申込み、お問い合わせについて 31～32ページ

貸与奨学金とは

貸与奨学金とは

- ①奨学金を返還する義務が、必ず発生します。
- ②お金を借りるのは、学生のみなさんです。
返還する義務は、みなさん自身にあります。

3万円を4年間借りたら借入金額の合計は144万円！
10万円を4年間借りたら借入金額の合計は480万円！！
保護者とよく相談してください。

【重要ポイント】

- ・そのお金は本当に必要ですか？必要のない奨学金は借らない。
- ・借りすぎていると感じたら、減額を考える。
- ・奨学金を借りる必要がなくなった場合、早急に辞退する。

奖学金制度

奨学金制度①

貸与奨学金案内
6 ページ

貸与奨学金には次の3種類があります。

奨学金の種類	利子	貸与の方法	
第一種奨学金	無利子 (借りた金額のみ返還)	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
第二種奨学金	<u>有利子</u> (<u>利子を加えて返還</u>)	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
入学時特別増額 貸与奨学金 (入学時のみ)	<u>有利子</u> (<u>利子を加えて返還</u>)	一時金	上記の奨学金の振込時に増額して 1回だけ振込

※第一種奨学金と第二種奨学金両方を受けることを併用貸与といいます。

※入学時特別増額貸与奨学金のみの申込はできません。

奨学金制度②

貸与奨学金案内
6 ページ

【第一種奨学金①】

2018年度以降入学者の貸与月額

	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円
最高月額 以外の金額		40,000円
	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円

〔自宅通学〕

学生等が生計維持者（原則父母）と同居している状態

〔自宅外通学〕

以下のア～オのいずれかに該当し、かつ、生計維持者のもとを離れて、家賃を支払って生活している状態

ア.実家から大学等までの通学距離が片道60km以上

イ.実家から大学等までの通学時間が片道120分以上

ウ.実家から大学等までの通学費が月1万円以上

エ.実家から大学等までの通学時間が片道90分以上あって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下

オ.その他やむを得ない特別な事情により、実家からの通学が困難である場合

（ア～エは目安）

奨学金制度③

貸与奨学金案内
7～8ページ

【第一種奨学金②】

[併給調整①]

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、**給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額**は下表のとおり調整されます。

[併給調整後の**第一種奨学金月額**]

〈多子世帯 非該当〉

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円

注) 生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学の場合上表のカッコ内の金額となります。

〈多子世帯 該当〉

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	0円	0円
第Ⅳ区分	0円	0円
多子世帯	300円	6,300円

奨学金制度③

貸与奨学金案内
7～8ページ

【第一種奨学金③】

[併給調整②]

例 1

給付奨学金と第一種奨学金に申込み、第Ⅰ区分（多子世帯非該当）だった場合（自宅外）

給付奨学金　：月額 66,700円

第一種奨学金：月額　　0円

例 2

給付奨学金と第一種奨学金に申込み、第Ⅳ区分（多子世帯該当）だった場合（自宅外）

給付奨学金　：月額　0円

第一種奨学金：月額　0円

多子世帯該当者のほとんどが第一種奨学金の貸与額が0円になります。

奨学金制度④

貸与奨学金案内
8ページ

【第二種奨学金】

- ・ 貸与月額は2万円から12万円までの間で1万円単位で額を選択できます。
- ※第二種奨学金については給付奨学金受給による貸与月額調整（併給調整）はありません。

【入学時特別増額貸与奨学金（一時金）】

- ・ 入学時の諸費用の負担を補うことを目的として10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択できます。
- ・ 申込みは入学時（編入学者は編入学時）に限ります。（**二次採用はありません**）

奨学金制度⑤

貸与奨学金案内
10～11ページ

《貸与期間》

- ・ 第一種奨学金、第二種奨学金ともに、原則として修業年限の終期となります。
(本学は4年(48ヶ月))
- ・ 在籍期間中に休学期間や休学を伴う留学期間・学業不振等による留年期間があった場合には、
修業年限には含まれません。 **休学期間や成績不良による留年期間は貸与奨学金は停止となります。**

例)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	学籍状態	修業年限に 含む月数
1年次	未貸与期間 (修業年限に含む)													12ヶ月
2年次	奨学金貸与												進級	12ヶ月
2年次	奨学金停止												留年	
3年次	奨学金貸与						休学期間 (修業年限に含まない)							6ヶ月
3年次	奨学金貸与 ※												留年	12ヶ月
4年次	奨学金貸与						奨学金貸与終了							6ヶ月

※留年期間であるが、留年理由が前年度の休学によるものであるため (学業不振ではないため)

申込資格

申込資格

貸与奨学金案内
9～10ページ

経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、次の①～④に該当する人は、申込資格があるか必ず確認してください。

①留年中等の人

留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する期間等は申込みできません。

②過去に奨学金を受けたことがある人

③債務整理中の人

④外国籍の人

万が一申込資格のない者が採用となっていることが判明した場合は、既に振り込まれた奨学金を一括返金させ採用取消とする必要があります。

※②と④の詳細は「貸与奨学金案内」の9～10ページを参照してください。

選考基準

選考基準

貸与奨学金案内
11～15ページ

【学力】

詳細は「貸与奨学金案内」の11ページを参照。

【家計】

家計の審査は原則生計維持者のマイナンバーを利用して算出した貸与額算定基準額で審査します。
詳細は「貸与奨学金案内」の12～13ページを参照。

保証制度の選択

保証制度の選択①

貸与奨学金案内
23～28ページ

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択する必要があります。なお、**どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金返還の義務を負うことに変わりはありません。**

機関保証制度（貸与奨学金案内23～24ページ）

保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会以下「協会」という）保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。

- ※一定の保証料の支払いが必要です。
- ※連帯保証人や保証人は不要です。
- ※「本人以外の連絡先」となる人を指定し、採用後に返還誓約書に署名してもらう必要があります。
- ※保証料の目安⇒貸与奨学金案内66～68ページ参照

人的保証制度（貸与奨学金案内25～28ページ）

機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です。

- ※必ず事前に連帯保証人及び保証人となる人に貸与総額を伝えた上で**引き受けることの承諾を得ておく必要**があります。
- ※連帯保証人及び保証人となる人が、それぞれの選任条件を満たしているかよく確認してください。
- ※連帯保証人及び保証人となる人には、採用後に返還誓約書に添付する書類の提出可否についても確認し、できる限り申込時の段階で手元に用意しておいてください。

保証制度の選択②

貸与奨学金案内
23～24ページ

【機関保証制度】

(1) 制度の概要

保証機関（協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です（原則として機構が毎月の奨学金貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います）。

機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。この「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すと同時に、振込済の奨学金の全額を速やかに返金することになります。

(2) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、奨学金は保証料分も含めて貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」ということではありません。

保証制度の選択③

貸与奨学金案内
25ページ

【人的保証制度①】

(1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人（それぞれ1人ずつ、合計2人）を引き受けてもらう制度です。

人的保証を希望する場合には、あらかじめ、連帯保証人、保証人等の役割を説明したうえで引き受けてもらうようお願いし、奨学金の返還について承諾をもらってください。

なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をととのえた「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金することになります。

保証制度の選択④

貸与奨学金案内
25ページ

【人的保証制度②】

(2) 連帯保証人・保証人の役割

連帯保証人	保証人
奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。	あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります。

(3) 必要な手続き

採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）したうえで、次の（4）の書類を提出してもらう必要があります。

保証制度の選択⑤

貸与奨学金案内
25、27ページ

【人的保証制度③】

(4) 連帯保証人・保証人の必要書類

必要書類	連帯保証人	保証人	備考
市町村で発行された「印鑑登録証明書」 (コピー不可)	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、スカラネットで入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書 (コピー可)	○	×	(例) 源泉徴収票、確定申告書(控)、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」(コピー不可) 及び資産等に関する証明書(コピー可)	△	△	連帯保証人・保証人の選任条件の例外に該当する場合に提出が必要となります。(貸与奨学金案内27ページ参照) (例) 源泉徴収票、確定申告書(控)、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

保証制度の選択⑥

貸与奨学金案内
25～28ページ

【人的保証制度④】

(5) 連帯保証人・保証人の選任条件

選任条件の例外（例：保証人に65歳以上の祖父母を選任する場合等）は貸与奨学金案内27～28ページをよく確認してください。

連帯保証人	保証人
<p>原則として父母のどちらか</p> <ul style="list-style-type: none">・未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。・あなたの配偶者（婚約者を含む）は認められません。・債務整理中（破産等）の人は認められません。・貸与終了時に、あなたが満45歳を超える場合は、連帯保証人はその時点で60歳未満でなければいけません。	<p>原則として本人および連帯保証人と別生計で、父母を除いた65歳未満の4親等以内である成年親族</p> <ul style="list-style-type: none">・未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。・あなたの配偶者（婚約者を含む）及び連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）は認められません。・債務整理中（破産等）の人は認められません。・奨学金申込時に保証人は65歳未満でなければいけません。・貸与終了時に、あなたが満45歳を超える場合は、保証人はその時点で60歳未満でなければいけません。

返還方式

返還方式①

貸与奨学金案内
19～20ページ

2種類の返還方法があります。

申込時に「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかを選択します。

詳細は貸与奨学金案内19～20ページを参照。

	選択できる 保証制度	返還方法
所得連動 返還方式	機関保証のみ	前年の所得に応じた月額で返還
定額 返還方式	人的保証 機関保証 いずれも可	一定額の月額を返還

※第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は定額返還方式のみです。

返還方式②

貸与奨学金案内
19ページ

所得連動返還方式

返す月額を毎年見直し

所得に応じた月額で返還

年収:300万円 → 月額:約 8,600円
 年収:450万円 → 月額:約 15,400円

例 返還者本人に子どもがいる場合、1人につき月額から約2,400円を控除

特長
 所得があまり高くない時でも無理のない月額で返還できるので、将来のリスクに備えられます。

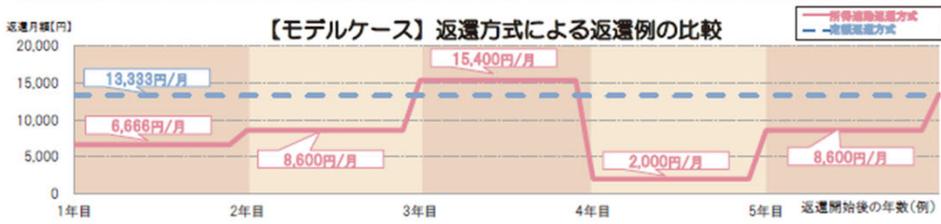
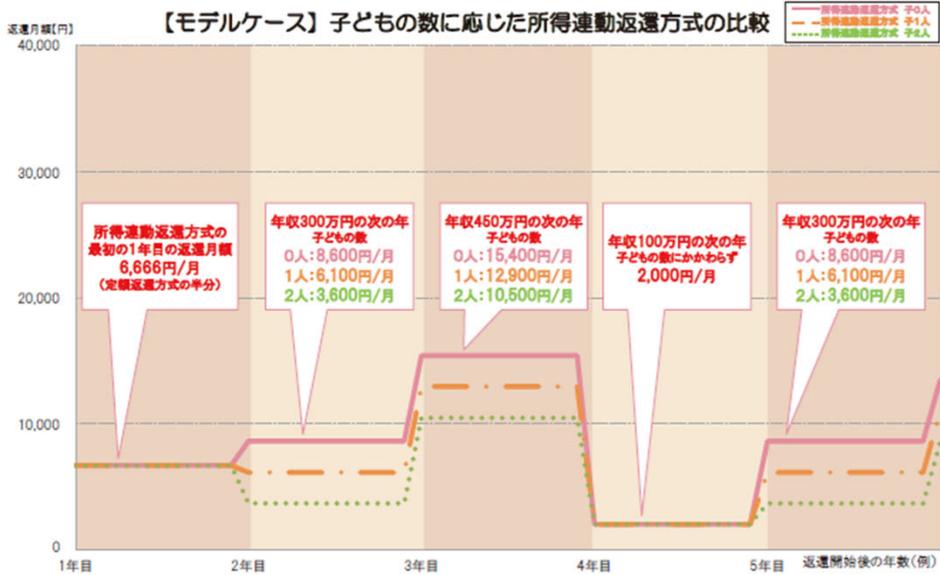
定額返還方式

返還完了まで返す月額が同じ

借りた総額に応じた月額で返還

例 5万円を4年間(240万円)借りた場合 → 月額:約 13,333円(15年間)

特長
 最後まで同じ月額で返還するので、返還の計画がたてやすくなります。



※所得連動返還方式の返済2年目以降の返済月額は前年の収入(所得)により変動します。また、返還者本人の子ども1人につき一定額が返済月額から控除されます。返済期間は一般的に返済月額が少ないほど長くなり、多いほど短くなります。返済総額はどちらの返済方式も同じです。

利率

利率

貸与奨学金案内
17～18ページ

【第二種奨学金】

2種類の算定方法があります。

申込時に「利率固定方式」と「利率見直し方式」のどちらかを選択します。

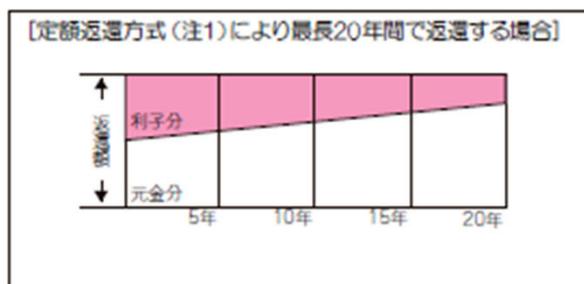
詳細は貸与奨学金案内17～18ページを参照。

利率固定方式

貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されるため、返還額が一定。

(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、返還額は一定です。

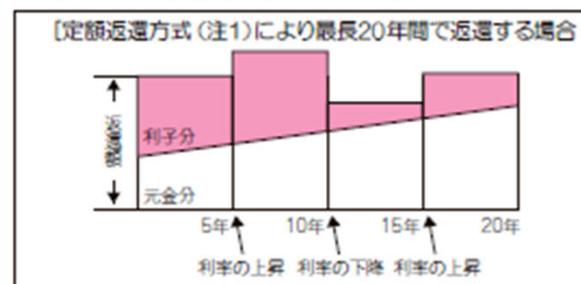


利率見直し方式

貸与終了時に決定した利率が、おおむね5年ごとに見直されるため、返還額が増減する。

(2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、残元金に対する利子変動することにより返還額が増減します。



個人情報情報の取扱い

個人情報情報の取扱い

貸与奨学金案内
21～22ページ

奨学金申込時に、個人情報情報の取扱いについて同意する必要があります。
同意条項については貸与奨学金案内22ページを参照。

- (1) 返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合、個人情報情報機関（全国銀行個人情報センター）への登録対象となります。
- (2) 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- (3) 一度個人情報情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞を解消したという情報が登録されます。登録された情報は返還完了後から5年後に削除されます。
- (4) 個人情報情報機関に延滞情報が登録されると、スマホの分割払いやクレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

申込み、お問い合わせについて

申込み、問い合わせについて

申込み手続きについては大学HPに掲載の「手続き説明資料」を確認してください。

ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

公立はこだて未来大学

教務・学生課 学生・留学担当

TEL : 0138-34-6445

E-mail : stu@fun.ac.jp